開催日時	平成 28 年 8 月 19 日 (金) 10:00 ~ 12:30
科目名	特許権侵害訴訟における均等侵害
講師	三村 量一(長島・大野・常松法律事務所弁護士)
内 容	ボールスプライン事件上告審判決(最判平10・2・24 民集52 巻1号113頁)において最高裁が初めて特許権の均等論を認めて以来、下級審裁判例において特許権の均等侵害をめぐる様々な判断が示されてきたところ、本年3月25日、知財高裁大合議判決は均等侵害の要件に関する判断を示した。本講義においては、ボールスプライン事件最高裁判決の調査官を務め、その後も東京地裁、知財高裁において均等侵害に関する判決に携わってきた講演者が、最高裁判決の示す均等侵害の5要件の内容をはじめ、その後の下級審裁判例の状況、知財高裁大合議判決の位置づけなどについて、詳しく説明する。均等論の理解のためには、必須の講義である。